

この1冊で、感染症に負けない施設・事業所運営を実現!

ウィズコロナの悩みを **パツ** と解決!



介護専門弁護士が解説する

施設・事業所の

新型コロナと法的トラブル

著者 **外岡 潤**

- 弁護士（介護・福祉系法律事務所おかげさま代表）
- ホームヘルパー 2 級

介護現場に精通した弁護士による
法的根拠をもとにした具体的な解説!



A5判・132ページ
定価1,760円（本体1,600円+税10%）

法律の視点からの介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策と、
新型コロナから派生するさまざまな法的トラブルに対応するための実践的解説書。

感染対策に追われる日々の中でも、手軽に読めて、確実に理解できる!

チャート図等を用いた理解しやすい解説編と、現場からの相談事例をベースとしたQ&A編で構成。

現場直結の具体的事例で、現場の悩みをすぐに解決できる!

解説とQ&Aは、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続
ガイドライン」（厚生労働省）の流れに沿って整理・収録。

現場での確認に役立つこと間違いなし!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

身近な事例を 取り上げて、 法的視点から 解説!

解説編 第2章
新型コロナウイルスが発生したら、施設・事業所の法的責任はどうなる?

新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という)に関しては、2020年以降、各地でクラスター発生等のニュースが報道されましたが、筆者の知る限りでは、まだ「利用者や職員に感染させたことを理由とした損害賠償請求」が認められた裁判例や事例はないようです。もっとも、法的にはそのような責任を問うことは可能であり、施設や事業所にとってその対策は必須と言えます。

以下、利用者と職員とに分けて解説します。

1 利用者を感染させたら

もし、隔性のスタッフと接触した利用者がコロナに感染していたら、施設・事業所は法的責任を負うのでしょうか。

法的には、①契約上の安全配慮義務違反、あるいは、②不法行為として民事上賠償責任を問われるリスクがあります(図1)。

そして、「ヘルパーステーションが、利用者によりコロナに感染させたことを理由として提訴される」という裁判は2020年、現実には起こりませんでした。

施設や病院については、本書執筆時点(2022年2月)ではコロナを理由とした訴訟は未だ確認できていませんが、感染症について非常に参考となる事例が2つあります。

一つはスーパー銭湯で衛生管理の不徹底を理由にレジオネラ菌感染の責任が認められたケース、もう一つは病院でMRSA(メチシリン

第2章 新型コロナが発生したら、施設・事業所の法的責任はどうなる?

図1 施設・事業所の法的責任

「被害者」には、①契約責任(民法415条)と②不法行為責任(民法709条)の二通りの責任追及方法がある。

民法415(契約) 施設事業所
民法709(不法行為) 利用者

↑ 入口は違っても中身(審理方法)は同じ。

著作権者

新型コロナウイルス感染症が感染したものの、予防策は講じていたとして感染拡大についての責任が否定された(ただし、薬剤投与の遅れについては責任が認められた)ケースです。

【判例1】
利用者が公衆浴場(スーパー銭湯)を利用した後にレジオネラ菌を発症したことについて、運営会社の安全配慮義務違反による3,493万円の賠償命令が下された裁判例
(2011年11月16日 前橋地方裁判所判決)

Q&A編

Q4 利用者からワクチン接種の有無を問われたら

訪問介護ステーションのサービス提供責任者をしていただきます。ヘルパーが、あるご利用者から「あなたはもう新型コロナウイルスのワクチン接種したのか」と突然聞かれたらどう対応するべきか、このような質問に答える法的義務はあるのでしょうか。職員の個人情報も守らなければならないと思いますが、

A 予防接種法上、ワクチン接種は以下のとおり「努力義務」とされています。

予防接種法第9条第1項(予防接種を受ける努力義務)
第5条第1項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るもの又は第6条第1項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種(同条第3項に係るものを除く。)を受けるよう努めなければならない。

これは医療・介護のような、いわゆるエッセンシャルワーカーでも変わりありません。ヘルパーにも当然ワクチン接種しない自由・権利があり、これを根拠として回答を拒むことが考えられます。個人情報の考え方は、本件のような場合、判断が難しいのですが、端的にいうと「業務と関連する情報であれば個人情報であつ

目次

解説編

第1章 「新型コロナ現象」の捉え方

- 1 プレイクスルー感染によるクラスターが示すもの
- 2 コロナが私たちにもたらしたものの
- 3 「コロナ感染者が出た施設・事業所を非難するのは、やめましょう」

第2章 新型コロナが発生したら、施設・事業所の法的責任はどうなる?

- 1 利用者を感染させたら
- 2 職員を感染させたら
- 3 社会福祉法人の評議員も責任を負う?

第3章 クラスター・法的トラブルの両方から施設・事業所を守るコロナ対策とは?

- 1 施設・事業所におけるコロナ対策
 - (1) 業務継続計画(BCP)策定の義務化
 - (2) クラスターから逆算して平時対応を考える
- 2 クラスター対策
 - (1) 初期段階(感染疑い者発生⇒初動対応)
 - (2) 中期段階(感染拡大防止体制の確立)
 - (3) 収束に至る後期段階(収束)

第4章 アフターコロナにおける注意点と考え方

- 1 アフターコロナにおける課題
 - (1) 入所者・利用者のフレイル
 - (2) 職員等の心のケア
- 2 第二、第三のコロナ——未知なるウイルスに備えて

Q&A編

第1章 平時の対外(利用者、家族等関係者、他事業所等)トラブル

- Q1 特別養護老人ホームの新規入所時にPCR検査の受検を強制できるか
- Q2 施設における家族の面会制限について
- Q3 利用者の「コロナ疑い」の段階の情報共有について
- Q4 利用者からワクチン接種の有無を問われたら
- Q5 職員にワクチン接種を拒否する理由を尋ねてよいか

第2章 感染時期の対外トラブル

- Q1 利用者から休業を理由に賠償請求されるリスク
- Q2 感染疑いの認知症入居者を部屋に隔離してよいか
- Q3 居室ベランダ窓を換気のため開放したところ、転落事故が発生した場合
- Q4 どこまで感染予防策を徹底できるか
- Q5 在宅高齢者への支援がなくなったとき

第3章 対内(職員等)トラブル

- Q1 感染者が出て施設の判断で職員を休ませる場合、職員への休業補償は必要か
- Q2 感染予防の観点から、職員のプライベートをどこまで管理できるか

第4章 アフターコロナの法的トラブル

- Q1 外国人材の受け入れを再開する際の注意点は
- Q2 感染症対策の一環として、事務職のテレワークを推進する際の注意点は

資料編

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(抄)
社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について
高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

～ウィズコロナの悩みをパッと解決!～
介護専門弁護士が解説する施設・事業所の新型コロナと法的トラブル

●定価1,760円(本体1,600円+税10%) [コード077578]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____
ご住所

機関名 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 ㊞ E-mail _____ @ _____

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokko.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印